

松戸市・柏市政令指定都市研究会規約

(名称)

第1条 本会は、松戸市・柏市政令指定都市研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(構成団体)

第2条 研究会は、松戸市及び柏市の2市（以下「2市」という。）で構成する。

2 2市は、研究会の決定事項に連帯して責任を負う。

(目的)

第3条 研究会は、政令指定都市に関して、調査・研究することを目的とする。

(事業)

第4条 研究会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 合併及び政令指定都市に関する情報の収集及び調査・研究に係ること
- (2) 2市の現状と課題及び将来像に関する調査・研究
- (3) その他、必要と認める事項

(組織)

第5条 研究会の委員は、別表に掲げる者とする。

2 研究会の下部組織として、ワーキンググループ（以下「グループ」という。）を設置する。

(役員)

第6条 研究会に、次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名
監 事 1名
事務局長 1名

- 2 会長及び副会長は互選とし、任期は1年とする。
- 3 会長は、会議を総括し、研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 監事は、会計を監査する。
- 6 事務局長は、グループを総括し、グループを代表する。

(会議)

第7条 研究会の会議は、必要に応じて随時会長が招集し、開催する。

2 会長は、必要に応じて研究会の会議に職員等を出席させ、研究会を進行する。

(事務局)

第8条 研究会の事務局は、会長の属する市に置く。

(負担金)

第9条 2市は、研究会に負担金を納入しなければならない。

(会計)

第10条 研究会の費用は、2市からの負担金をもって充てる。

2 研究会の予算及び決算は、研究会の総意により決するものとする。

3 研究会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4 研究会の出納その他の会計事務は、会長が行う。

(研究会廃止の場合の措置)

第11条 研究会を廃止した場合において、研究会の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、研究会に諮って、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年 7月5日から施行する。

2 研究会は、平成20年度において、運営状況及び成果について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別 表

松戸市	総務企画本部長 政策調整課長
柏市	企画部長 企画調整課長